

総 括 仕 様 書

1 件名

令和 7 年度 中村橋区民センター施設維持管理・受付業務およびトレーニング室運営委託

2 委託期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 12 月 29 日から令和 8 年 1 月 3 日までを除く)

※ 令和 7 年 10 月中は 研修・準備期間とし、詳細は区と協議する。

3 委託場所

中村橋区民センター 練馬区貫井一丁目 9 番 1 号

4 施設内容

- (1) 心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）
- (2) 障害児保育園ヘレン中村橋
- (3) 青少年育成第三地区委員会
- (4) 中村橋地域包括支援センターおよび街かどケアカフェつつじ
- (5) (仮称) 貫井地域集会所（トレーニング室含む）
- (6) (仮称) 貫井学童クラブ
- (7) 貫井図書館 ※ 年度内に区民センター内に移設予定

5 建築概要

構造 鉄筋コンクリート造り（地下 1 階、地上 3 階、塔屋）

敷地面積 3, 8 5 8 . 9 8 m²

建物面積 4, 7 7 2 . 9 4 m²

階別面積

塔屋 5 4 . 8 7 3 m²

3 階 9 5 8 . 0 0 9 m²

2 階 1, 3 4 4 . 3 7 8 m²

1 階 1, 9 4 2 . 0 0 5 m²

地下 4 7 3 . 6 7 2 m²

6 委託の目的

「4 施設内容」にある施設が所在する複合施設として、乳幼児から高齢者までの幅広い年代や重度障害者等多様な区民が来所・利用するという特性を踏まえ、安定的かつ質の高い区民サービスの提供および効率的な維持管理を目的とする。

7 委託業務内容

詳細は、別紙の「業務仕様書」および「業務仕様書細目」に定める。

- (1) 施設管理業務
- (2) 設備保守業務
- (3) 受付案内業務
- (4) トレーニング室運営業務

8 委託業務時間

- (1) 施設維持管理 午前 7 時 10 分から午後 10 時 00 分まで
- (2) 心身障害者福祉センター活動室受付業務 午前 8 時 30 分から午後 9 時 45 分
- (3) (仮称) 貫井地域集会所受付業務 午後 5 時から午後 9 時 45 分
- (4) トレーニング室運営業務 午前 8 時 30 分から午後 9 時 45 分

9 一般仕様

- (1) 受託者は、委託業務の作業日程について委託者と協議し、年間管理計画書を提出し、月別作業予定表も提出すること。また、作業実施後は報告書を提出すること。
- (2) 受託者は、契約書および仕様書に記載された事項に従業員に徹底すること。
- (3) 受託者は、関連法令および委託者の指示に基づき、業務を誠実に履行すること。
- (4) 受託者は、委託された業務を第三者に再委託してはならない。
- (5) 受託者は、業務の遂行中に委託者の業務について知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、従事者について適正な人員配置を行い、業務を遂行すること。
- (7) 受託者は、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任し、業務責任者選任届を提出すること。
業務責任者は、受託業務の円滑な管理運営に努め、現場を統括すること。
- (8) 受託者は、あらかじめ本業務に従事する従業員名簿を委託者に提出し、登録すること。
- (9) 受託者は、業務の遂行にあたって施設の鍵の受け渡しが必要な場合は、委託者と鍵の受け渡しをすること。その際、鍵の管理は適切に行うこと。
- (10) 受託者交代の場合は、誠意をもって業務の引継ぎを行うこと。
- (11) 業務の遂行にあたっては、環境関連法令の順守とともに、環境負荷の低減に努めること。
- (12) 練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 3 月 10 日 27 練福障第 2089 号）を踏まえ、練馬区と同等の合理的配慮の提供を行うものとする。

10 経費負担の区分

- (1) 各設備の維持管理に必要な消耗品は、委託者の負担とする。
- (2) 各種点検・検査等に必要な器具等は、受託者の負担とする。

11 その他

- (1) 大型台風接近・地震など自然災害時における事業継続または休止については、練馬区の対応・判断に基づき、委託者と受託者で協議し決定するものとする。
- (2) 前号の協議の結果、事業継続する場合に、水害・福祉避難所などを開設する際も含め、電気(照明・電力供給)等の施設管理対応をすること。
- (3) 国民の祝日に開館する区立施設においては国旗の掲揚を行い、報告書にその旨記入すること。(ただし、雨天時は掲揚の必要はなし。) また、弔意の場合の半旗掲揚については別途依頼する。

12 支払方法

毎月の業務終了後、実績分を請求に基づき翌月に支払う。
各仕様書に支払方法の記載がある場合は、仕様書のとおりとする。

13 疑義の協議

この仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ決定する。

14 担当

(1) 施設管理業務 (2) 設備保守業務

福祉部 障害者サービス調整担当課

心身障害者福祉センター 三ッ谷(ミツヤ) 博明

Tel 03 (5984) 1496

(3) 受付案内業務 (心身障害者福祉センター活動室等受付)

福祉部 障害者サービス調整担当課

心身障害者福祉センター 平塚 智之

Tel 03 (5984) 1496

(3) 受付案内業務 ((仮称) 貫井地域集会所受付) (4) トレーニング室運営業務

地域文化部地域振興課

担当係 (地域施設調整担当) 乃村 悠太・川原 真実

Tel 03 (5984) 1612